

## 義務教育課程における平和教育に係る 課題図書に関する陳情

(陳情事項) 市及び教育委員会並びに関係機関に下記事項を働きかけられたい。

記

1. 義務教育課程において平和教育の一環として、広島原爆被爆者による自伝である漫画「はだしのゲン」を課題図書にすること。
2. 学校図書館及び市立図書館に当該図書を、「平和教育」を思わせるフレーズを含んだ目立つ様態での特別なスペースに置くこと。

(陳情理由) 1. 近頃、動物の殺処分及び国政における戦闘的態勢の推進、歪曲した愛国心及び人権意識の助長、アイヌ及び在日朝鮮人への差別及び弾圧並びに戦犯の英霊化及び神格化などを、著しく不当に合理化、擁護若しくは賛美し、又は正当化する情勢が加速しつつある。

2. また、保守、革新及び中立不問で、日本国民が、己を正当化せしめ、自身に不都合な相手を一律悪と決め付け、又はこれに不当若しくは過剰な怨恨呪詛を抱き、淘汰しようとする傾向に陥りつつある。

3. そもそも、保守、革新又は中立の何れにおいても、その自由が保障されており、それぞれが平等に良心及び正義に基づく存在である。

4. しかしながら、保守、革新及び中立の何れに属する者たちにおいても、互いに他者の存在、意見若しくは思想を否定し、又はこれを悪と看做し、杓子定規に怨恨呪詛に充満した「反対」のフレーズの連呼を為す。自身の意見に染めることは、分かり合うことではない。

5. 如何に各自に正義の意図があろうとも、「反対」を連呼し、又は相手を悪と決め付けた時点で、彼ら自身が、他者を理解しようとも努めない、他者への思い遣り無き攻撃的な悪に転身する。

6. この悪に、保守も革新も中立もない。

7. 古き良き昭和の大和魂を取り戻すためにも、今一度、平和教育に尽力する必要がある。異なる意見を認めることが、分かり合うこと。

8. 動物の殺処分の問題と同様に、この戦争の問題も、活字情報だけでは残念ながら、その悲惨さは伝わらない。

9. 活字だけでも相当に強烈な描写であり、さらに情け容赦ないハードなタッチのイラストも加わった上での暴力描写満載の戦争漫画である「はだしのゲン」にあっては、物議を醸すものの、戦争の悲惨さを直球で伝達する極めて有用なメディアであるとともに、活字及び画像媒体の芸術作品としても至高の傑作図書として知られている。

10. 戦争の悲惨さと併せて命の尊さを学ぶことで、人間形成に相当に良好な影響を与え、将来、真つ当な成人になることと思料される。

11. これにより、わが国における猟奇的又は凶悪な犯罪が減少するとともに、平和的外交へ向けた寄与を為せるものと期待できる。

(陳情者)

住 所 埼玉県北葛飾郡柳井町倉松一丁目7番27号  
氏 名 小畑 孝平 電話 [REDACTED]

平成 28 年 2 月 23 日

千葉県習志野市議会議員 木村 孝浩 殿



## 消滅の危機に瀕する言語の保全及び 継承を求めることに関する陳情

(陳情事項) 市及び教育委員会並びに関係機関に下記事項を働きかけられたい。

記

1. わが国における消滅の危機に瀕する言語であるアイヌ語の保全及び継承へ努めること。
2. 学校図書館及び市立図書館において、アイヌ語に係る図書を、貴重な言語を思わせる目立つ表示を随伴する特別なスペースに置き、各種講習会も併せて開催すること。

- (陳情理由) 1. わが国の先住民族であるアイヌ民族の言語であり、世界的に極めて貴重な、他言語からの語彙の借用若しくは継承（例えば、日本語におけるロシア語からの借用では、イクラ（魚卵）「икра」、アジト「агитпункт」、コミンテルン（共産党・暴革派）「Коминтерн」、ノルマ「норма」のようなもの。）を為さず、言語系統においても貴重な、如何なる語族にも属さぬ「孤立した言語」である。
2. そしてアイヌ語は、予てより国際連合教育科学文化機関によって、消滅危機言語の中でも最悪のランクである「最も深刻な消滅の危機に瀕する言語」に分類されている。
3. また、正確な数字は把握できないが、純粹なるアイヌ語話者数は、10人未満となっており、その平均年齢も優に80歳を超えているものと思料される。
4. 仮令、地理的に相当有利な北海道内の大学又は首都圏の言語学を強みとする主要若しくは大規模な大学などの教育機関でさえ、一般人によるアイヌ語の履修は、不可能となっている。現に、道内の大学出身者の陳情者自身も、当該履修はとうとう叶わなかった。無念。
5. また、当該教育機関における言語学的研究分野においてすら、その関心の対象とされず、淘汰されつつある。（研究又は教育の対象は、良くても精々、北欧言語程度である。）
6. このままでは、間違いなく我々が生きている間に、アイヌ語は絶滅する。
7. 文化の要である言語を失うことで、日本国民によるアイヌ文化全般に対する保全、継承、研究又は教育に対する興味、関心又は意欲も激減し、やがてアイヌ文化そのものが、絶滅してしまうことと思料される。
8. 地方公共団体の地域の如何を問わず、わが国の貴重な先住民族の文化の要であるアイヌ語の消滅を、決して看過してはならない。
9. 教育行政の現場でもある地方行政から、アイヌ語の保全等に力を入れなくてはならない。

(陳情者) 住所 埼玉県北葛飾郡柳井町倉松一丁目1番20号  
氏名 小畑 孝平 電話 [REDACTED]

平成28年2月23日

千葉県習志野市議会議員 木村 孝浩 殿



## 障がい表記へ改めることを求める陳情

(陳情事項) 1. 市及び教育委員会並びに関係機関に下記事項を働きかけられたい。

### 記

- (1) 障がい者に係る障がいを意味する文言において、日本語表記を「障がい」へ、外国語表記を「handicapped」へ改めること。
- (2) 給付金等の福祉サービス、障害者手帳等の福祉制度、部署名又は例規等若しくは法令に係る部分については、その機構改革又は改廃若しくは制定時などの機会を利用して、徐々に改めること。
2. 1. (1) 及び (2) を求める意見書を、県及び国に対して提出されたい。

(陳情理由) 1. わが国においても、障がい者に係る障がいを意味する文言について「障害」又は「disorder」、「disabled」若しくは「disabilities」などと表記することが、障がい者差別の一環として禁忌されるようになってから久しいものでございます。そもそも、差別とは、行為者のそのつもりの有無を問わず、被行為者が被害者意識を持った時点で成立するので、やはり当事者たちの視点では差別と解されます。

2. また、各種公文書等においても、常用外漢字を禁忌する動きが浸透しており、「漏洩」を「漏えい」に、「乖離」を「かい離」に、「島嶼部」を「島しょ部」などと表記を改めてから久しいものです。

3. また、漢字の難易度の如何を問わず、正式な地方公共団体名などにおいても、「つくば市」、「つくばみらい市」、「ひたちなか市」、「かすみがうら市」、「さいたま市」など、敢えて平仮名表記にしている箇所も増えていきます。とても、可愛らしく、素敵だと思いませんか。

4. 当初は、部分的又は総ての平仮名表記に対して違和感を唱える声も多かったのですが、やがて浸透し、大変可愛らしい、親しみが持てる、優しい感じがする、などと言う具合に、好評を博しております。とても素敵なおことと存じ上げます。

5. そして、「障害」表記ですと、予てよりのご指摘通り、障がい者が「邪魔者」、「厄介な者」若しくは「何か得体の知れぬ怖い者」又は障がい自体が「他人様に対する社会的な障壁」かのような誤解を与えかねない表現であり、障がい者及びその介助者等の障がい当事者にも、長年にわたり相当程度の精神的苦痛を与えてきたのも事実でございます。とても、とても、苦しんでおるのであります。

6. 市、県及び国で、障がい者の障がいに係る「障害」表記等が、「～障害者手帳」、「千葉県健康福祉部障害福祉課」、「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課」及び「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」の如く炸裂しています。

7. 非当事者の視点での共生社会などが連呼されておりますが、真摯にこれを目指すのならば、その基本である言葉の上での差別を無くすべきであります。

(陳情者) 住所 埼玉県北葛飾郡柳井町倉松一丁目番2号  
氏名 小畑 孝平 電話 [REDACTED]

平成28年3月7日

千葉県習志野市議会議長 木村 孝浩 殿



# 習志野市正規職員採用試験における障がい者雇用の 合理的配慮を求めることに関する陳情書

(陳情事項) 下記事項の実現へ向け、市及び関係機関へ働きかけられたい。

## 記

1. 習志野市正規職員採用試験において、視聴覚の障がい者に対する実質的欠格事項を廃止すること。
2. その他視聴覚に限らず遍く障がい者に対し、当該試験にあたり、所謂合理的配慮をすること。
3. 例えば、学科試験における補助具の使用及び試験時間の延長並びに人物試験における筆談及び手話通訳の許可などがある。

- (陳情理由) 1. 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、官公庁には合理的配慮等の義務が課せられました。
2. 地方公共団体一般行政職採用試験において障がい者枠が設置されて久しいものですが、予てより、大きな不満を当事者たちが抱いており、その主たるものは、地方公務員法第 16 条の欠格事項以外に各団体独自にして何れも共通した勝手な実質的欠格事項の追加です。
3. 受験資格の 10.5 ポイントの活字問題文による筆記試験及び口述による人物試験に対応できる者、であります。
4. これは、明らかに視聴覚障がい者への合理的配慮を放棄した、間接的にして露骨な障がい者差別であり、著しい人権侵害であり、視聴覚に差し支え無き者への一部の奉仕であり、1. の法律施行を抜きにして全体の奉仕者たるに相応しくなき非行と規定されます。
5. 1. の法律に限らず、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」と言う多くの素晴らしい法令が可決及び施行されておりますが、社会が追従し切れていないのが現状であり、しかしながら、当該法令を机上の空論と看做し、又は眼高手低若しくは志大才疏などと中傷してはなりません。
6. 可決及び施行にあたり、数多の行政職が見えない心の血を多く流し、苦しんだ結果の偉大なる成果物であり、これには相当な正義の意図が込められており、国民はこれを順守せねばなりません。
7. やはり、地方公共団体一般行政職採用試験において、補助具の利用、試験時間延長、手話通訳要請等の合理的配慮を為し、視聴覚障がい者の実質的欠格事項を撤廃し、真摯に共生社会への第一歩を踏み出し、真のバリアフリーを目指さねばなりません。

(陳情者) 住 所 埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松一丁目 7 番 27 号  
氏 名 小畑 孝浩 電話 [REDACTED]

平成 28 年 4 月 19 日

千葉県習志野市議会議長 木村 孝浩 殿



# 公共事業等における被災地事業者との優先的な 契約を求めることに関する陳情書

(陳情事項) 下記事項の実現へ向け、市及び関係機関に働きかけられたい。

記

1. 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項及び地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項 (以下「随契条項」と呼称。) の各号の定めによる随意契約において、優先的に被災地事業者から見積徴取をすること。
2. 随契条項第 1 号の所謂少額随契にあつては、複数社から見積徴取をすることになるが、被災地事業者を意図した場合は、これらのみで当該徴取対象者を構成すること。
3. 随契条項第 2 号の所謂特命随契又は随契条項第 3 号の所謂福祉随契にあつては、常に条件に該当するかどうかを意識し、積極的に被災地事業者へこれを適用すること。
4. 指名競争入札にあつては、これの参加業者へ積極的に被災地事業者を指名すること。また、参加資格で、地理的条件で地元又はその近隣の指定があれば、これに被災地を加えること。
5. 総合評価入札にあつては、所在地若しくは障がい者雇用の加点にあたり、地元業者と同等又はそれ以上に被災地事業者を優遇すること。

- (陳情理由) 1. 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」並びにその他の法令及び例規により、公共事業等の契約には、相当に中立公正な姿勢を要求されており、中でも随意契約は、原則禁止であり、例外的な条件下でのみ許される、本来は好ましくはない、禁忌される行為である。
2. 一方で、被災地事業者にあつては、多くの官公庁で積極的に契約を締結し、その速やかな復興が望まれる。
3. また、少額の契約にあつては、競争入札に付することが本末転倒であり、少額随契を適用し、複数の見積徴取をするが、これに被災地事業者を優先して充て、その際には、不利な価格競争をさせないため被災地外の事業者を混ぜないことが望ましい。
4. 特殊な条件下の、金額制限及び価格競争から回避できる特命随契及び福祉随契にあつては、常に適用可能かどうかを精査し、該当した際は積極的に被災地事業者を以てこれに充てることが望ましい。
5. その他、競争入札においても、被災地事業者を優遇することで、その経済の活性化、以て復興への支援が期待できる。

(陳情者) 住 所 埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松一丁目 7 番 27 号  
氏 名 小畑 孝浩 電話 [REDACTED]

平成 28 年 4 月 19 日

千葉県習志野市議会議員 木村 孝浩 殿



# 学校給食の献立の改善等を求めることに関する陳情書

(陳情事項) 下記事項の実現へ向け、教育委員会及び関係機関に働きかけられたい。

## 記

1. 行き過ぎた贅沢な献立を止めること。
2. ずれた洋食化及び偏食を是正すること。
3. 古き良き大和魂を宿し、疾病予防及び体調管理等の健康に寄与する、かつての和食を多くすること。
4. 食材等に、被災地のものを積極的に使用すること。

(陳情理由) 1. このところ教育現場において、いじめ問題が危惧される一方で、学生を著しく不当にお客様扱いする傾向に陥っております。

2. そのひとつに、学校給食のグルメ化があり、高級でごっとり濃厚風味のデザートや選択メニューなどと言う、青少年の健全な育成とは逆行するものもございます。これ自体が非常に甘く高カロリーであり、味覚も衰退し、より一層食欲にごっとり濃厚なものへ嗜好を示す体質になります。

3. また、管理栄養士等が献立に創意工夫を為すのは賛成しますが、欧米人が侍や忍者を勘違いするように、日本人の食文化その他西洋文化に理解無きまま、本場のものとは乖離した洋食化を推進し、日本人の体質及び食感にそぐわぬ偏食化を助長しています。(ある自治体では、女性パティシエー押しの・・・と言う献立の解説文がありましたが、総体ではなく女性に向かって男性形を宛てるのは女性蔑視と思料されます。そして、奇人変人たる陳情者はとてもとても気に入っておりますが、一般の方々にとっては甚だグロテスクで絵具の如く強烈な色彩のごっとり濃厚ソース満載の洋物パスタなどのアヴァンギャルドな献立が目立ち、強い苦情を受けていました。)

4. さらに、平成の方は、古き良き本来の和食を知らないのです。これは、何れも薄味で、塩分及び糖分も薄目で、他の栄養価満載であり、疾病の予防にもなります。

5. また、彼らは箸を使いこなせません。

6. 食器の正しい使い方を幼少期に習得させるとともに、体調管理及び疾病予防並びに正しい味覚及び嗜好の発達のためにも、やはり古き良き和食を学校給食でこそとる必要があります。

7. 魚や納豆などの癖の強い大和魂満載の献立を多く採り入れることで、肥満、心疾患、脳出血及び脳梗塞の予防とともに、好き嫌いの早期に矯正できます。

8. また、学校給食の食材に被災地のものを多く使用することで、その復興支援にも寄与できます。

(陳情者) 住 所 埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松一丁目 7 番 27 号  
氏 名 小畑 孝浩 電話 [REDACTED]

平成 28 年 4 月 19 日

千葉県習志野市議会議員 木村 孝浩 殿



# 習志野市議会における陳情の取扱いに関する陳情書

(陳情事項) 下記事項の実現へ向け、お取り計らい願いたい。

記

1. 習志野市議会における陳情の取扱いにおいて、地元民持参の場合については、従来通り、これを請願と同等に扱い続けること。
2. 一方で、地元外からの提出又は地元であっても郵送による陳情は、一律付託外とすること。

- (陳情理由) 1. わが地元の議会は、陳情と請願を峻別し、前者にあつては地元の陳情者が持参しても尚一律付託外としており、これに対して理解を示せず、それ故、地元外であっても陳情を請願の例に倣って処遇する議会へ過剰反応し、盲信的な憧れを抱いてしまいました。
2. また、国政に関しても多大な関心を寄せてしまい、予てより地方から国へ声を上げることに異常な執着心があり、数多の陳情付託型の地方議会へ多くの陳情をしてきました。
3. その顛末により、わが重大な勘違いに気付いたのです。
4. 総ての案件について、部外者は口出しすべくものではありません。
5. 全国的若しくは広域的な事項について国若しくは都道府県に意見書を出すのであれば議員自ら発議すべくものであり、又は地域内のことであれば地元住民の方が議員の紹介を得て請願し、若しくはこれが厳しければ自ら数多の署名を随伴した陳情を為せば良いのです。
6. 地元の住民から意見無き案件については、問題と看做されていない、又は住民の皆様がその問題に関心がなく、甘受若しくは妥協しているのです。
7. そもそも、地方自治は、当該地域住民が主体となって方針を決めるべくものなのです。
8. 部外者が僭越に介入し、まして陳情等を為すなど、地元住民からしてみれば甚だグロテスクで相当程度のテロルなことなのです。
9. これは、大山鳴動も甚だしい空騒ぎ終いであり、陳情者本人が神風特攻の如く散ってしまうだけではなく、地元住民の皆様その他の関係各位に相当な負荷及び不快感等の迷惑をかけるものです。
10. その基本中の基本に立ち返る良い機会でした。
11. わが地元がもっと住民参画型の議会であれば、と悔しい限りです。  
(陳情は一律付託外。地元民持参であっても精々議場配布。郵送又は地元外の陳情は議長預かり。)
12. 地元外の陳情を付託外とし、地元の陳情を請願扱いすることで、地域住民による地域行政＝地方自治の整備・拡充へ寄与できます。

(陳情者) 住 所 埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松一丁目 7 番 27 号  
氏 名 小畑 孝平 電話 [REDACTED]

平成 28 年 4 月 19 日

千葉県習志野市議会議長 木村 孝浩 殿



## 職員互助会等の会費の改正等を求めることに関する陳情書

(陳情事項) 下記事項の実現へ向け、市及び関係機関へお取り計らい願いたい。

記

1. 習志野市職員互助会若しくは互助組合又はこれの類について、会費を恒常的に全額職員負担とすること。
2. 1. による人件費節減分を以て、当面の間、被災地支援に充てること。

- (陳情理由) 1. 公務員の職員互助会及び互助組合にあつては、根拠法令があるものの、その会費を多くの団体で税金を以て充ててしまっており、住民の方々及び数多の国民から、相当に厳しく批難されています。
2. 如何に根拠法令があろうとも、社会保障制度以外の部分において、その会費が官公庁負担であることは、やはり看過できないのです。
3. 誰しも、地域住民はもとより国民の皆様から後ろ指刺されることよりも、愛され、尊敬された方が良いでしょう。
4. そして、大阪市、埼玉県北葛飾郡杉戸町及び春日部市をはじめ、当該会費を全額職員負担とし、好評を博している団体が続出しております。
5. 地元の役場職員の方が、当該会費を全額負担していると知って、非常に嬉しく思うとともに、当該職員へ敬意を抱き、地元を誇りを持てるようになりました。杉戸町、そして大阪市、春日部市の職員の方々を、素晴らしいと思います。
6. 誰しも、根拠法令その他の権利を理由に、既得権益に縛られがちですが、これを打破してでも、誠実に新たな正義の一步を踏み出さねばなりません。
7. そして、当該会費を節減した分を、しばらくの間、被災地支援等に充てるべくものと思料されます。
8. 会費を自己負担した分で、被災地支援に貢献できるのです。

(陳情者) 住所 埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松一丁目7番27号  
氏名 小畑 孝平 電話 [REDACTED]

平成 28 年 4 月 20 日

千葉県習志野市議会議長 木村 孝浩 殿





時限的な職員給与及び議員報酬等の削減による  
被災地支援を求めることに関する陳情書

(陳情事項) 下記事項の実現へ向け、市及び関係機関へお取り計らい願いたい。

記

1. 時限的に、習志野市の職員及び議員の給与、報酬及び賞与について、これに一定の率を乗じた額を減額すること。
2. 1. による人件費節減分を以て、被災地支援に充てること。

(陳情理由) 1. 現在、被災地支援のために多くの方々が尽力下さり、その代表的なものに募金活動があげられます。

2. しかし、これは突発的若しくは一過性のものであり、又は応じる方が限られ、かつ個々の金額も相当に限定されております。

3. やはりここは、全体の奉仕者が国民を代表し、率先して全員一律、相当長期にわたり、生活を困窮させない程度にして決して安くはないものを寄付し続けることが妥当と思料されます。

4. かの建築家アントーニ・ガウディの言葉に興味深きものがあり、少額の寄付をした富裕層に対して「自分を痛めない程度の奉仕は、寄付になど値しない。」と言い放ったとのこと。

5. 限られた方が、それも財布の小銭を軽くする程度の寄付では、我々も同じことを、甚だ不謹慎ながらも言ってしまいそうです。

6. 行政職及び議員の給与、報酬及び賞与の数パーセントでも時限的に削減し、これを以て被災地支援に充てれば、どれだけ大きな効果が得られることでしょうか。一日も早く、被災者の方々に笑顔を取り戻せることでしょうか。

7. 今こそ、国の施策又は支援を待っているのではなく、地方から積極的に声を上げ、自ら動く時が来たのであります。

(陳情者) 住 所 埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松一丁目 7 番 27 号  
氏 名 小畑 孝平 電話 [REDACTED]

平成 28 年 4 月 20 日

千葉県習志野市議会議長 木村 孝浩 殿



## 地方議員による政党機関紙の役所庁舎等 における販売の自粛を求めることに関する陳情書

(陳情事項) 下記事項の実現へ向け、お取り計らい願いたい。

### 記

1. 下記理由を踏まえ、議員による政党機関紙の役所庁舎等における行政職への勧誘及び販売行為を禁止すること。
2. 全国に波及させるべく各政党に対しても、同様の働きかけをすること。

(陳情理由) 1. 全国的に、特に日本共産党の地方議員による役所庁舎内における行政職を対象にした政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘及び販売行為が常態化しております。

2. 議員と行政職との立場関係からして、企業で言うなら役員が社員に物品販売をしているのと同義であり、相当に断り難く、パワハラ行為そのものと看做されて然るべくものであります。
3. この指摘をすると、決まって言論の自由への弾圧だとの反論が来ますが、そのような論点逸らしを防止する観点からも予め申し上げます。決して、特定の政党若しくは党派の機関紙又は思想を否定している訳ではなく、役所庁舎内で議員が行政職に政党機関紙の勧誘若しくは販売を行うことを懸念しているのです。
4. 誤解されがちですが、陳情者も含め、本件を問題視している多くの者は、むしろ、かつて日本共産党の支持者だった家庭に生まれ育ち、実家には同党のポスターが常時掲載された時期があり、一般紙とともに日刊で赤旗を購読する境遇にあった者たちです。
5. そして、今でも赤旗の題材、文章及び構成の美しさを尊敬しております。一般紙の偏向報道振り、文章の酷さ(乱れた日本語)、構成のグロテスクさ、記事の歩留まりの著しい低さ(ゴシップ率の相当な高さ)、又は白抜き極太ゴシック体による猥褻語句連発、青少年の健全なる育成を破壊する甚だ不健全な半裸若しくは全裸その他肢体若しくは特定部位強調のグラビア炸裂を随伴した雑誌広告等に対し、赤旗には一切これらがなく歩留まりも極めて高いのです。(美しい日本語並びにゴシップ及びグロテスク皆無の高純度の記事。)唯一絶対の活字メディアの真骨頂です。
6. かつて、当該ポスターの議員の顔写真の部分のみならず、実家にも吐瀉、排泄及び落書きをされ、あるいは差別的な誹謗中傷の文書の投函をされてもなお、当該掲示を意地でも継続していた過去がございますし、今でも赤旗の記事そのものを応援しております。
7. だからこそ、敷地内に汚物や呪いの文書を投げ込まれていても尚支持を継続させるくらいの魅力があった、あのころの正攻法に戻っていただきたいのです。ドーピング若しくはフライング隠しでタイムを競い、又はつまらぬ反則負けになっては意味がないのです。今後の選挙にも影響します。折角の優れた活字メディアの最高峰なのだから、遍く層に対して、個人的に、正々堂々と乱場で勧誘及び販売すれば良いのです。

(陳情者) 住 所 埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松一丁目7番27号  
氏 名 小畑 孝浩 電話 [REDACTED]

平成28年4月28日

千葉県習志野市議会議長 木村 孝浩 殿



## 公文書等の元号使用廃止等に係る 意見書提出を求めることに関する陳情書

(陳情事項) 下記事項1. 及び2. の実現へ向け、市及び関係機関へお取り計らい願いたい。また、下記事項3. の意見書を提出されたい。

### 記

1. 公文書等の発出文書並びに様式指定及び様式例示の申請書等の収受文書において、これの元号使用を廃止し、又は西暦と併用すること。
2. 元号法及び日本国憲法等の規程により禁止されている元号使用の強制を為す、つまりは上位法の優位性に反し、その趣旨に矛盾する例規を採し出し、見つかり次第、直ちにこれの改廃をすること。
3. 1. 及び2. の事項を求める意見書を、国及び県へ提出すること。

- (陳情理由) 1. 本件に触れることを相当長期にわたり逡巡しておりました。これについて問題提起をすると、多方面からの法令及び倫理の曲解の上での恐ろしい肅清が待っているからであります。しかし、今となっては大した問題ではなく、自由に意見を発出できるうちに、より多くの問題提起を行ってしまおうと考えるようになりました。
2. 元号は、概ねわが国特有の文化であるものの、むしろ元号法及び日本国憲法等の規程により、その使用の強制こそが禁止されており、元号又は西暦の使用は各人の自由であります。
3. しかし、そのことが一般人においてはほとんど知られておらず、これを良いことに国及び地方公共団体は、本来強制してはならぬ元号使用を手続きの申請書及び職員採用試験の申込書等において注意書き明記の上で強制しており、又は様式指定若しくは様式例示の上で、当該様式の日付欄に元号が予め記入され、若しくはその選択肢があり、間接的に強制しているのが現状です。
4. かつて、地方行政が受付窓口で国へ進達すべく資格許認可の国家行政手続きの申請書の日付欄において、これの元号表示をわざわざ二重線及び訂正印で抹消の上、西暦で記入されたお客様がいらして、これに対し法令に基づき賛意を示した陳情者は、念のため当該国家行政機関へ照会したところ、「元号使用のものとないと受理できない。」旨回答を得て、これに対して「お客様は、様式に予め記入された元号の文字をわざわざ消去してまで西暦でご記入いただいている。根拠法令があれば上級官庁に従うべくものの、これが無ければ、上級官庁の顔色伺いよりも住民の方の利益を優先するのがわたくしども地方行政職の使命である。」旨主張し、しばらく強く反論し、悪戦苦闘の末やっとのことで受理に持ち込んだ経験があります。
5. それ以来、当該行政機関の申請書の様式に元号と西暦の選択肢が加わりました。しかし、そのような吐血寸前の心身ともに激しく消耗するようなことを、個別具体的に遍く行政機関へ為すのは非現実的であり、仮に陳情者等が甚だ無神経な法令サイボーグであり、又は心臓が数多にあっても不可能です。そもそも、本件問題に関心を持つ方又は西暦表記を強行される方の人口はセクトを除き僅少であります。
6. また、思想・言論・表現の自由は基本的人権の一部を成しますが、基本的人権について多くの方が誤解されています。これは、自然権であり生まれながら当然に具備されているのであって、憲法等の法令の規定によって保障されるものではなく、つまりは最高法規たる憲法の曲解及び改廃を以てすら棄却することなど出来ない、絶対的な権利であります。
7. そもそも、元号の本来の意味は甚だ恐ろしいもので、帝國主義の名残で

- あり、君主の唯一絶対性を誇示するための一手段であります。
8. これもまた、インペリアル、大日本、帝國及び帝都の文言の意味と同様に、一般には知れ渡っておらず、それを良いことに、民間企業も含めた多くの方が、意図的にこれらの表現を堅持しております。
  9. あるいは、これらの意味も分からずに多くの方が、見栄えばかりに捕われ、当該文言を多用、濫用している現状があります。
  10. 一方で、多くのリベラルな方による批難激化を受け、多くの団体において、組織の再編等を機に、その名称をインペリアルな語句を含めぬものへ変更しつつあります。例えば、帝国人造絹絲→帝人、帝都電鉄→小田急電鉄、京王帝都電鉄→京王電鉄、帝國車輛工業→東急車輛製造、帝都高速度交通営団→東京地下鉄などがあり、インペリアルな語句が禁忌されつつあります。まして、帝都高速度交通営団にあつては、帝都＝「帝國の首都」のみならず、むしろ営団こそが酷い文言であり、その意味は単に経営財団ではなく、「日中戦争遂行に係る国家統制管理の為の特殊法人たる経営財団」のことであり、戦争の資金調達の為の財団であり、平和憲法の趣旨に著しく反する、むしろ保守的にして反社会的な極右の呼称であります。
  11. 先述の改称の動きは当然なことであり、法令順守の結果であり、インペリアルな思想及び言動並びにこれの押付け自体が、自然権たる基本的人権並びに憲法等の法令が規定する諸権利及び平和を根底から侵害する超絶違法行為だからです。
  12. しかし唯一例外として、元号の定着があり、未だ西暦表記化が進んでおらず、その原因は、先述の元号の意味を知らぬ上で予てより使い慣れてしまっている者が数多に上ること、さらにはこの事実を悪用して意図的に元号使用を益々定着化しようとする者が多くいることであります。
  13. まして、官公庁の発出文書のみならず、各種申請書の様式にまで元号使用の実質的強制を組み込まれてしまえば、益々、極左な方を除く一般の多くの方が、西暦の使用に際し萎縮してしまい、元号使用者の立場が確立され、外国人及びリベラルな日本人等の西暦使用者が結果として淘汰されてしまい、インペリアル、大日本、帝都、帝國及び営団よりも酷い意味合いを持つ、甚だインペリアルな文言である元号こそが、わが国の古き良き大和魂を偽装した、海外へ誇れぬ悪しき文化として定着してしまいます。
  14. また、元号使用の強制及び西暦使用者の淘汰は、一部の奉仕であるとともに、そもそも元号法及び憲法に反する違法行為で、差別であり、人権侵害でもあり、むしろ全体の奉仕者たるに相応しくなく非行と規定されます。
  15. よって、公文書等の発出文書並びに様式指定及び様式例示の申請書等の収受文書において、これの元号使用を廃止し、又は西暦と併用することが必要であります。
  16. また、元号法及び日本国憲法等の規程により禁止されている元号使用の強制を為す、つまりは上位法の優位性に反し、その趣旨に矛盾する例規を採し出し、見つかり次第、直ちにこれの改廃をすることも、併せて必要となります。
  17. そして、この動きを全国へ波及させるため、本陳情と同様の趣旨の意見書を国及び県に提出する必要もあります。

(陳情者) 住 所 埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松一丁目7番27号  
氏 名 小畑 孝平 電話 [REDACTED]

平成28年5月6日

千葉県習志野市議会議員 木村 孝浩 殿

